九　えこりん村

期間	平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで
対象外国公館等の所在地	北海道恵庭市
対象外国公館等の区域	北海道恵庭市
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 一　北緯四十二度五十二分五十八秒、東経百四十一度三十二分二十四秒の点 二　北緯四十二度五十三分十秒、東経百四十一度三十二分五十四秒の点 三　北緯四十二度五十三分七秒、東経百四十一度三十三分八秒の点 四　北緯四十二度五十二分十秒、東経百四十一度三十三分三十二秒の点 五　北緯四十二度五十二分一秒、東経百四十一度三十三分二十九秒の点 六　北緯四十二度五十一分四十秒、東経百四十一度三十二分三十四秒の点 七　北緯四十二度五十一分四十三秒、東経百四十一度三十二分二十二秒の点 八　北緯四十二度五十一分五十五秒、東経百四十一度三十二分十五秒の点 九　北緯四十二度五十二分十四秒、東経百四十一度三十二分十五秒の点 十　北緯四十二度五十二分二十六秒、東経百四十一度三十二分二十五秒の点 十一　北緯四十二度五十二分四十六秒、東経百四十一度三十二分十六秒の点
備考	「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

十　トヨタ自動車北海道

期間	平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで
対象外国公館等の所在地	北海道苫小牧市
対象外国公館等の区域	北海道苫小牧市
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 一　北緯四十二度三十九分四秒、東経百四十一度四十分三十四秒の点 二　北緯四十二度三十九分十四秒、東経百四十一度四十一分六秒の点 三　北緯四十二度三十九分七秒、東経百四十一度四十二分二十五秒の点
	牧場（次の図面に示す部分に限る。）
	字勇払百四十五の一
	字勇払百四十五（次の図面に示す部分に限る。）
備考	「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

	四　北緯四十二度三十八分五十秒、東経百四十一度四十一分三十九秒の点 五　北緯四十二度三十八分三十二秒、東経百四十一度四十一分四十八秒の点 六　北緯四十二度三十八分二十秒、東経百四十一度四十一分四十三秒の点 七　北緯四十二度三十八分九秒、東経百四十一度四十一分八秒の点 八　北緯四十二度三十八分十四秒、東経百四十一度四十分五十一秒の点 九　北緯四十二度三十八分三十一秒、東経百四十一度四十分三十九秒の点 十　北緯四十二度三十八分四十九秒、東経百四十一度四十分二十九秒の点
	牧場（次の図面に示す部分に限る。）
	字勇払百四十五の一
	字勇払百四十五（次の図面に示す部分に限る。）
備考	「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第七十一号

重要無形文化財青磁の保持者中島宏（平成十九年文部科学省告示第百二十二号）は、平成三十年三月七日死亡し、当該保持者の認定及び重要無形文化財青磁の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成三十年五月二日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治

○文部科学省告示第七十二号

選定保存技術手切鑢製作の保持者澤田英之助（平成二十八年文部科学省告示第百三十五号）は、平成三十年二月二日死亡し、当該保持者の認定及び選定保存技術手切鑢製作の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成三十年五月二日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治

○厚生労働省告示第二百十八号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第十八号の二の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を次のように定め、平成三十年十月一日から適用する。

平成三十年五月二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第十八号の二に規定する厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の二に規定する厚生労働大臣が定める回数　次のイからホまでに掲げる要介護状態区分に応じて、それぞれ当該イからホまでに定める回数

イ　要介護一　一月につき二十七回

ロ　要介護二　一月につき三十四回

ハ　要介護三　一月につき四十三回